

奈良県告示第二百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

県営住宅の使用料のうち、県営住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場の使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 やすらぎ法律事務所 弁護士 皐月宏彰

所在地 奈良市高天市町一番地 高天飯田ビル六階

三 委託事務の取扱期間

令和二年七月十七日から令和五年三月三十一日まで